

一般社団法人全国人権擁護協議会定款

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(収入)

第27条 当法人の収入は、入会金、会費、寄付金、各事業の収入によって賄う。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

以上は本法人の現行定款に相違ない。

平成23年4月30日

東京都板橋区仲町22番11号KOHビル

一般社団法人全国人権擁護協議会

代表理事 宍戸光男